

離婚後の子の扶養料の変更

——カナダのコモン・ロー諸州について——

村 井 衡 平

目次

- 一 問題の提起
- 二 子の扶養料が変更される諸要因
 - 1 非監護親の収入の増加
 - 2 非監護親の収入の減少
 - 3 非監護親の失業、事業の失敗・転職
 - 4 監護親の収入の増加
 - 5 監護親の再婚
 - 6 子の教育問題
 - 7 子の独立
 - 8 インフレ……生活費の増大
- 三 おわりに

一 問題の提起

カナダにおいて、親子が関係する問題について、筆者はこれまで、宗派を越えた養子縁組、子の監護と宗教、子の監護と面接、子の扶養、子の共同監護、子の扶養料と離婚手続の停止さらには離婚後の子の扶養料算定のガイドライン等々、種々の見地から、互いに関連をもたせながら、検討を加えてきた⁽¹⁾。本稿ではこれらに継続する問題として、離婚の際にいちど裁判所によって決定された子の扶養料—衣食住の費用、教育費、医療費、適度の娯楽費など—がその当時には予想できなかった実質的な事情の変更にもとづいて、扶養料を支払う一方の親から裁判所に対して、減額を請求したり、他方の親からは増額を請求する場合も生じるかも知れない。このような事態について、カナダの連邦および諸州の法律はどのように対応することになるのだろうか。そして、どのような事情があれば、請求が認められるのであろうか。

少し過去にさかのばれば、一九六六年三月二十一日に三十六名から成る連邦上下両院の特別合同委員会 (The Special Joint committee of the Senate and House of commons on Divorce) が任命された。同委員会は、それまで各州が独自の離婚法をもっていた状況を改めて、カナダ全土に統一的な離婚法を制定するため、二十四回にわたる会合において、種々の界層からの証人の意見を聞き、改正案の内容を一つの報告書にまとめるにいたった⁽²⁾。この報告書は第一部を「勧告」(Recommendation)と題し、九番目の題目として、「扶養料および離婚に伴う種々の権利」をあげる。その中で、子の扶養料に関連し、「州の裁判所は、当事者の財産の分割、妻の将来の扶養料として特別の事情のもとでの夫の扶養料、子の将来の監護・扶養料・世話そして教育に関して、離婚判決と調和し、それに付随する命令を発する権限、さらに、時に応じて、すべての事情のもとで要求されるところに従って、か

かる命令を修正または廃止する権限を与えられるべきであり、……」⁽³⁾と強調する。

右の趣旨をうけた「勧告」をみれば、「本委員会は……当事者のいずれかが親権をもっている子の将来の監護・世話および教育、これらの子との面接に關して、離婚判決と一体をなし、またはそれに付随する命令を發し、事情の変更に応じて、かかる命令を修正し、または廃止する権限を与えられるべきであること……」⁽⁴⁾を明言している。離婚後の子の扶養料はもとより、その変更についても、新しく制定される離婚法に規定すべきことがここに要請されているといえよう。

一九六八年七月二日に施行された「離婚に関する法律」(An Act respecting Divorce)は、右のような要請にもとづいて、第十一条二項に、「付随的救済を与える命令の変更」として、「本条に従って發せられる命令は、それを發した裁判所が、その後の当事者の行為もしくは各自の条件・資力または他の事情の変更を考慮し、それが適切かつ公正と考えるとき、時に応じて、変更され、または取り消されることができ」⁽⁵⁾旨を規定した。離婚の際に決定された子の扶養料をその後に変更を求めることは、この規定によって可能となった。

その後、一九八六年六月一日より施行された新しい離婚法は、前示の規定をうけ継ぎ、第十七条一項において、少し文言を変えながら、「正当な管轄権のある裁判所は、(a)前夫婦の一方または双方の申請により、扶養命令またはそれについての規定……を将来に向つて、または遡及的に変更し、取消し、または延期する命令をなすことができる」⁽⁶⁾と定めるにいたっている。

右のような連邦の離婚法が制定された結果、それまで存在した各州独自の離婚法は姿を消したが、当面の問題とする離婚後の子の扶養料については、その後の変更も含めて、各州がそれぞれ個別的な法律の中に規定を設けており、規定の仕方もちがっている。すべての法律が裁判所の考慮すべき事項を明確に規定しているわけではな

い。

一九八七年当時としての説明によれば、ブリテイッシュ・コロンビア州およびノバ・スコシニア州では単に裁判所が以前の命令を変更する権限を有するとするにすぎない。マニトバ州、サスカチエワン州およびノース・ウエスト地方では、それぞれ、「充分な原因が示されることにより」、「裁判所がそれを相当かつ適切と考えるとき」または、「裁判所がそれを適切と認めるとき」に扶養料の変更を許す広範囲な権限をそれぞれの裁判所に付与している。⁽⁷⁾さらに、ニュー・ブランズウィック州、ニュー・ファンランド州、ノバ・スコシニア州、オンタリオ州、プリンス・エドワード・アイランド州、サスカチエワン州、ノース・ウエスト地方およびユーコン地方では、「事情に変更を生じたとき」に裁判所は以前の命令を変更することができる。そして、大多数の法律が単なる事情の変更に残らないで、重要な (Material) 事情の変更を考慮の対象にしていることが注目される。⁽⁸⁾

また、アルバータ州、ブリテッシュ・コロンビア州、ニュー・ファンランド州、ノバ・スコシニア州およびユーコン地方では、両親の資産を考慮すべきものとし、⁽⁹⁾ ニュー・ブランズウィック州、オンタリオ州、プリンス・エドワード・アイランド州およびユーコン地方では、二段階の手続を要求している。具体的にいえば、①重要な事情の変更が存在していること、②ニュー・ブランズウィック州およびユーコン地方では、子が扶養のニーズを不合理に引き伸ばされたことについて、充分な証拠が存在していなければならない。そのうえで、裁判所が満足を得たならば、扶養料の額は、裁判所が当初の命令をするときに考慮すべきものと同じ標準にもとづかなければならないとされている。⁽¹⁰⁾

ここでもう一つ、問題が残されている。それは、扶養料の支払いの対象になる子とは、どの範囲の子をいうのかという問題である。一九六八年の離婚法によれば、第二条に「婚姻による子」という用語をはじめて使用し、

第十一条では父母の扶養義務の対象として「婚姻による子」をあげていた。⁽¹¹⁾ 第二條一項に、「婚姻による子」とは、夫婦または前夫婦二人の子であつて、問題となつてゐるときに、(a)十六才未満であるか、または(b)十六才以上であり、彼等の負担とされてゐるが、しかし病氣・無能力その他の理由で、彼等の負担を免れたり、または生活必需品を得ることができないものを意味する、と定めてゐる。⁽¹²⁾ さらに、第十五條二項において、「正当な管轄権をもつ裁判所は、夫婦の一方または双方の申請により、夫婦の一方に……婚姻による子の一人または全員……の扶養のために、裁判所が合理的と考へる一時金または定期金を……支払うよう要求する命令をなすことができる」ものとしてゐる。⁽¹³⁾ つまり、親の子に対する扶養義務は、一応、十六才未満の「婚姻による子」が対象となるが、事情に應じてそれより年長の子も「婚姻による子」として、親の扶養義務が及ぶことを明示してゐるわけである。以下の本稿においても、判例の中に十六才以上の「婚姻による子」が姿を見せることになる。

右に関連して、わが国の場合、離婚調停において子の養育費を取り決めるとき、通常は「未成年者が成年に達する月まで」ということにされてゐるが、ときには当事者・代理人の要求により、①「未成年者が満十八才に達する月まで」、②「未成年者が満二十二才に達する月まで」、③「未成年者が満十八才に達した後の最初の三月まで」、④「未成年者が満二十二才に達した後の最初の三月まで」と決められる例もみられる。⁽¹⁴⁾ このような事情も参考のために念頭におきながら、問題をさらに詳細に検討していくことにしよう。

(一) 村井「宗派を越えた養子縁組」カナダ研究の諸問題 日本・カナダ学会(一九八七年)八七頁以下。同「カナダにおける子の監護と宗教」神戸学院法学第二二卷二号(一九九一年)一三三頁以下。同「カナダにおける子の監護と面接」(一)(二)神戸学院法学第二四卷二号(一九九四年)三三三頁以下。三・四号二八三頁以下。同「カナダにお

- る子の扶養をめぐる一考察」神戸学院法学第二七巻一・二号（一九九七年）一五頁以下、三号一頁以下。同「子の共同監護をめぐる諸問題」神戸学院法学第二八巻二号（一九九八年）二八五頁以下。同「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学第二九巻一号（一九九九年）一頁以下。同「離婚後の子の扶養料算定のガイドライン」神戸学院法学第二九巻二号（一九九九年）一頁以下。
- (2) 村井「離婚に関する報告書 一九六七年」神戸学院法学第二四巻四号（一九九四年）一一三頁以下。
- (3) 前掲資料一三二頁。
- (4) 前掲資料一三二頁。
- (5) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻二〇三号（一九七八年）一八七頁以下。
- (6) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第一八巻一・二号（一九八七年）二二七頁。
- (7) D.A. Klein, *Family Law Awards in Canada*. 1987. p.107.
- (8) D.A. Klein, *op. cit.* p.108.
- (9) D.A. Klein, *op. cit.* p.109.
- (10) D.A. Klein, *op. cit.* p.109.
- (11) 村井「カナダの離婚法」前掲一八六頁。
- (12) 村井「カナダの新離婚法」前掲二一七頁。
- (13) 村井・前掲資料一三四頁。
- (14) 自由と正義 第五十九巻八号（一九九九年）一二九頁。

二 子の扶養料が変更される諸要因

子の扶養料を決定するために考慮すべき要因として、①パラス方式、②親の資産・収入、③子の資産・収入、④子の教育費用など、⑤親子の行状、⑥両親の合意、などさまざまのものを含むことは、さきに指摘したところである。⁽¹⁾ いちど決定された子の扶養料は、支払いのための前提とされた諸要因・事情にならば変化もなく、予め予定された一定の時期まで支払いが継続されるならば、その目的を充分に達成することにならう。だが、ときには、前提とされた諸事情がその後になってさまざなりし、扶養料の額や支払方法をそのまま維持することが不合理となるにいたり、増額または減額が必要となる事態もみられる。扶養料の支払いをうける側からは、自己自身または子について生じた事情の変更を理由に増額を請求し、反対に支払う側からは、減額を求めるといったことも生じてこよう。このような事態に対して、裁判所は果してどのように対応することになるのか。

裁判所に扶養料の増額または減額を容認させるためには、裁判所を納得させることができる事情の変更が生じていることが大前提となる。しかも、ここにいる事情の変更は、その程度が単なる些細なものに留まるのでは足りず、扶養料を決定したときに予測できなかったような個人的または社会的にみて重要な事情の変更をきたしたため、これをそのまま維持することが正義・衡平に反するという意味での重要な変更を生じていることが必要となる。⁽²⁾ ここに個人的というのは、父の失業とか子の病気による長期の入院など、また社会的とは、インフレによる貨幣価値の変動とか物価の上昇による扶養料の増大などを意味する。つまり、子の扶養料の変更を請求する側は、変更を正当なものとする右の意味での実質的な事情の変更が生じていることを、証拠にもとづいて証明する責任を負わされるわけである。さらにもう一点、扶養料の減額を請求するときは別として、増額を請求するとき、

請求された側にそれに応じられるだけの財政的な余裕—収入の増加とか資産の増大—が存在していると認められることを必要とする。それでなければ、請求が実効を収めることはむづかしい。

本稿では対象となる問題について、主として一九九四年頃にコモン・ロー諸州に現われた判例の中より、重要と思われるものを取り上げ、これらを扶養料の変更が請求された理由別に分類し、さらに理解を深めたいと思う。

(1) 村井「カナタにおける子の扶養をめぐる一考察」(一)神戸学院法学第一七巻三号(一九九八年)一頁—二頁。

(2) D.A. Klein, *Family Law Awards in Canada*, 1987, p.110; J.D. Payne, *Payne on Divorce*, 1993, p.118.

1 非監護親の収入の増加

父母の一方、主として父が子の扶養料を負担し、母が現実に子を監護・養育するという典型的なかたちをとる場合に、父の収入が増加するとき、母の側が扶養料の増額を請求する例がみられる。本稿においては、扶養料を支払うけれども、子を監護することはない一方の親—主として夫—を非監護親とよび、扶養料の支払いをうけて子を監護する他方の親—主として母—を監護親とよぶ。

1 Edwards (Pereira) v. Edwards (一九九四)事件⁽¹⁾ ノバ・スコシニア州

この事件において、両親は一九八一年に婚姻し、一九八九年に別居した。別居当時、父は公認会計士としてある組合に雇われ、母は彼等の二人の息子を監護していた。別居後しばらくして、母は研究所の技師に復帰した。一九九〇年に別居覚書に署名したが、これは離婚判決の中にとり入れられた。それによれば、父は毎月の扶養料として、変更の可能性を認めながら、一・一〇〇ドルを支払うことを定めていた。離婚後、母の年収は二六・

五〇〇ドルから三七・七六九ドルに増加した。父の収入もまた増加し、裁判所は父の総収入が五九・〇〇〇ドルから約七〇・〇〇〇ドルに増加したと認定した。

父は一九九三年に再婚し、新しい妻には子が一人いる。父の生活水準は、離婚後に大いに改善されたが、母は二人の子および彼女自身の生活を維持するのに苦しんでいる。母は子の扶養料の増額を請求した。両親は重要な事情の変化が生じたことは互いに認めたが、父はこの変化は扶養料の額を増加するのを正当とするには充分でなく、彼自身の支払能力を減少させていると主張した。

裁判所はこれに対して、訴訟中の両者の行動などを考慮し、子の扶養料として毎月二・〇〇〇ドルの支払いを命じた。

父は控訴し、彼の組合の財務諸表を新しく証拠として提出した。だが、裁判所は扶養料の変更を正当とする重要な事情の変更が生じていると判断し、父の控訴を斥けている。

もともと、扶養料を認定するについて、裁判所は子を世話するための費用をまず決定し、ついでそれを両親の間に、それぞれの収入に応じて分配することになる。原審で母は詳細な証拠を提出し、それにもとづいて、原審は子を世話する費用を毎月二・〇〇〇ドルが妥当であると判断している。これまで、子は両親の総合的な収入により、ライフ・スタイルに釣り合った生活を維持することができた。しかも、父の将来への経済的な見通しは、母のそれ以上に確実と思われる。彼は毎月損失を蒙っていると主張しているけれども、たとえそれが事実であつても、彼には自分自身の生活水準を低下させても、子の扶養料を支払うだけの余裕が充分に存在している。つまり、離婚法第十七条一項のもとで、重要な事情の変更が生じているとは考えられない。

(一) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 321.

二 Willick v. Willick (一九九四) 事件⁽¹⁾ 連邦最高裁判所

この事件において、夫婦は一九七九年に婚姻し、一九八九年に部居した。同年七月に別居合意書を作成した。それにより、父は二人の子に各自、毎月四五〇ドル、母のために七〇〇ドルを扶養料として支払うことを約束した。当初、父は航空会社のパイロットであり、毎年四〇・〇〇〇ドルの収入があった。だが、同年十月頃、母は父の収入が月に五〇・〇〇〇ドルに増加した事実を知った。一年後、一九九一年に母は子のニーズが彼女にとつて余りにも負担になってきたし、また父の収入が増加したことをも理由にして、子の扶養料の増額を請求した。原審は母の請求を容認し、子の扶養料を増額したので、父が控訴した。控訴裁判所は、原審が父の収入の増加のみを理由に子の扶養料を変更したのはまちがいで、父の控訴を容認した。そこで、母がカナダ最高裁判所に上告したところ、原審と同じく父の収入の増加を理由に母の上告が認められ、子の扶養料は増額された。

ひとたび、裁判所が、子の扶養料をめぐる事情に重要な変更が生じたと判断するならば、それにもとづいて、どのような変更を命じるべきかを決定しなければならない。そのためには、変更に応じて子のニーズを再評価すべきこととなる。この場合の子のニーズは、両親の資産によって自然に決まってくる生活水準によって、当然に影響をうける。もし、扶養料を支払う親の資産が実質的に増加すれば、子のニーズの面では、それ以前にも利用できなかった経済的な利益も取得することができるようになる。だが、この際に、子の扶養料を支払う側の親の収入の増加を基礎にして、裁判所が扶養料の額を増加するについても、一定の制約が存在すると思われる。これまで両親が彼等の子をきわめて高度の生活水準で扶養していたならば、たとえ親の収入が増加したとしても、子がより以上のぜいたくな生活をすることを求めて、扶養料の増額を請求する権利を子に与える必要はないと考えられるからである。だが、本件においては、このような事情のもとでの制約がはたらくほど、父の収入が増加

したわけではなかったらしい。原審は離婚法第十七条一項の解釈または証拠の評価をまちがえてはいなかったといえよう。

(一) R.F.L. 4th. vol.6. p.161.

2 非監護親の収入の減少

子の扶養料を決定するに当って前提とされていた非監護親の収入が、その後、なんらかの事情で減少したため、重要な事情の変更を理由に、非監護親自身が支払うべき扶養料の減額を請求する例がみられる。

Gunn v. Gunn (一九九四) 事件⁽¹⁾ マニトバ州

この事件において、原審は六才、四才、三才の三人の子の監護を母に与え、父には母子のための扶養料として毎月七五〇ドルの支払いを命じ、また毎月の第三週の週末に子と面接することを許した。現在、父はオンタリオに、母子はマントバに居住している。父が子と面接するためには、車で九時間を必要とし、彼の純収入は毎月一七〇〇ドル未満である。しかも、新しい配偶者と彼女の三人の子を扶養している。父は子の監護を請求し、それができなければ扶養料を減額するよう請求した。

裁判所はこれに対して、まず子の監護の問題について次のようにいう。すなわち、両親はいずれも、子の監護について一方が他方より有利に権利を付与させることはない。唯一の問題は「子の最善の利益」に合致するということである。原審の事実認定全体からすれば、子は彼等の母によって監護されるのが最善であるとの見解が支持されるというのである。かくして、母は三人の子を引続いて監護すべきであるとされ、この点では父の請求は

斥けられた。

他方、子の扶養料の問題についての裁判所の判断によれば、人はだれでも、彼または彼女の収入から合理的に利用できるもの以上を子の扶養料として支払うことはできない。父にはわずか一・七〇〇ドルの収入しかない。彼の第一の義務は彼自身の三人の子を扶養することである。子がうけ取る扶養料は、父が他人を扶養することを容易にするために減額されるべきではないという。

ここまでの理解では、父の減額請求は認められないかのように思われるが、そうではない。裁判所は続けて、父が現在の配偶者が必要としている費用を完全に無視することはできない。父が自己の子を扶養することを口実にして、配偶者の三人の子のために適切な用意をすることを不可能にしてはならないのである。このように判断する結果、子のための扶養料の支払いは、従来の七五〇ドルから六〇〇ドルに減額されるべきであると結論する。つまり、その差額一五〇ドルは新しい配偶者と三人の子のための費用に転用せよというのである。父母が離婚したため、マニトバ州で母と生活を共にし、父とは月に一度、面接の機会を得ている三人の子の立場からみれば、父に新しい配偶者とその三人の子が出現したことにより、扶養料が七五〇ドルから六〇〇ドルに減額されることになった。子のための最善の利益という原則からみると、父の側の個人的な事情により、子が経済的に損失を蒙ることになるが、果してこれが妥当な処置といえるであろうか、疑問なしとしない。

(一) R.F.L. 4th. vol.10. p.197.

3 非監護親の失業、事業の失敗・転職

これまで順調に仕事を継続し、子の扶養料も支払ってきた非監護親が突然に失業したり、転職したり、または

事業に失敗するなどの原因により、扶養料の支払いを継続することが困難または不可能な事態が生じ、事情の変更を理由に非監護親が自ら扶養料の減額を請求する例もみられる。

1 Blachford v. Blachford (一九九二) 事件⁽¹⁾ オンタリオ州

この事件において、一九八九年に離婚判決が言渡され、夫婦間の合意―夫は毎月二人の子の扶養料として、それぞれ一・三五〇ドルを支払うこと―があった。当時、夫は病院長として一三九・〇〇〇ドルの年収があり、妻は法律事務所秘書として三六・五〇〇ドルを得ていた。一九九一年九月に夫の雇傭が終了し、彼は解雇手当として一年分の収入を得た。夫はこれを債務の支払いに当て、さらに未払いの弁護士費用―セトルメントに関連する―および税金の支払いに当てた。夫は再婚し、彼の新しい妻は年収が五三・〇〇〇ドルである。子は母と共に年収一〇四・〇〇〇ドルの男と生活している。彼女の財政報告は赤字を示していたが、夫婦が離婚して以降、彼女は高額の預金をしており、債務は存在しない。夫は積極的に仕事を探しているが、期待はもてない。彼は離婚法のもとで、子の扶養料を子一人につき一・三五〇ドルから五〇〇ドルに減額するよう請求した。

これに対して、裁判所は次のように判断した。すなわち、夫が債務を即金で支払ったことは、彼の直面する現在の困難と将来の不確実さに照らすとき、賢明な財政計画であった。彼の示してきた扶養料支払いは、彼が彼の子を無視していないことを示している。その時の彼の行動は健全であり、あとになってやかく判断されるべきではないという。このような判断のもとで、子の扶養料は一人につき八五〇ドル減額されてしまったことになる。

ここで、母が二人の子と生活している男の収入をみれば、年収が一〇四・〇〇〇ドルであり、彼女自身の収入が続いてあれば三六・〇〇〇ドル、合計すれば一〇七・六〇〇ドルとなる。他方において、父の再婚した相手の

年収は五三・〇〇〇ドルであり、父自身に収入がないとすれば、子のための扶養料はほとんど彼女の収入から支払われることになると思われる。扶養料の支払いをうける側の収入が支払う側の約二倍と大きく変化している。これはまさに重要な事情の変更にほかならない。子の扶養料が従来の一につき一・三五〇ドルから六〇〇ドルに減額された真の理由はこの辺にあったのではなからうか。

(一) R. F. L. 3d. vol. 39. p. 367.

二 Jensen, v. Jensen (一九九二)事件⁽¹⁾ ノバ・スコシニア州

この事件において、離婚の際に、夫は二人の娘のための扶養料および大学での費用を支払う旨の合意をした。彼は大学での費用は支払ったが、一九九〇年十月以降の費用は支払わなかった。夫は齒列矯正医であり、年収五〇〇・〇〇〇ドル、しかし彼自身および彼の新しい妻のための扶養に五六・〇〇〇ドルが必要である。賢明でない投資による負債のため、夫は事情の変更を理由に扶養料の減額を請求した。原審がこの請求を斥けたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対して、重要な事情の変更が発生したかどうかを決定するため、事件のすべての事情を調査した。その結果、夫は債務の自発的な引受けを利用することはできない。事前の変化は予見できるものであり、支払額の変更を正当化することはできない。裁判所はこのように判断して、夫の請求を斥けた。

ところで、本件における問題は、右のようにして生じたときれる夫の財政的に困難な状況について、彼が自発的に債務を負ったとみるか、または彼に責任のない不運な結果とみるかにあると思われる。もし、彼の負った損失が、婚姻中にも行ってきたのと同じタイプの取引を遂行することによって生じた、いわば善意の投資による損

失といえるならば、少くとも、彼は救済されるべき立場にあるといえるかも知れない。しかし、ここで彼の行動は、賢明でない投資とされている。その結果については自分自身で責任を負わなければならない。つまり、自ら重要な事情の変更を主張できる立場にないわけであり、扶養料減額の請求は認められるはずがあるまい。

(一) R.F.L. 3d. vol. 39. p. 118.

三 Reid v. Reid (一九九二) 事件⁽¹⁾ ブリテッシュ・コロンビア州

この事件において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八五年に離婚した。彼等は別居合意書を作成し、それにより、妻は子を監護し、夫は子の扶養料として毎月三〇〇ドルを支払うものと定めた。三人の子はまだ未成年者である。合意のとき、夫は自動車会社のセールス・マネージャーであり、年収四〇・〇〇〇ドルないし四六・〇〇〇ドルであった。しかし、一九八八年の末に解雇されたとき、彼の収入は減少し、子の扶養料の支払いも滞った。一九八九年には四回に分け、四五〇ドル、五〇〇ドル、三五〇ドル、四〇〇ドルと支払った。妻の収入は二五・〇〇〇ドルにすぎず、子を扶養するのに苦しんでいる。彼女は夫が慎重に彼の扶養義務を免れようとしていと主張した。

夫は二〇・〇〇〇ドルを越える未払金の取消しおよび今後の子の扶養料の減額を求めたが、棄却されたので、控訴した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、命令を変更するのを正当化するような事情の変更が存在することを示す立証責任は夫にある。もし、夫が彼の義務を免れることを許されるならば、他に誰れもそれを引受ける人はいない。裁判所は扶養合意に干渉することを望まないし、扶養料支払命令を単に、そのとき、

命令が強制されるべきではないという理由のみで、取消すべきではない。両親各自は、子の扶養のための費用を公正に分配して引受けることが期待される。夫は現実に重要な事情の変更があったことを立証する責任を果していなかったというのである。このように判断して、夫の控訴を棄却している。

ここでは、夫が自動車会社のセールス・マネージャの仕事を解雇された理由が問題となろう。妻の主張するよ
うに、将来に向って夫が扶養料の支払いを免れるために、わざと解雇されるような原因を作り出したのが事実と
すれば、夫の減額請求を認める必要は全くない。しかし、夫自身に責任はなく、ひとえに会社の都合による解雇
であったとすれば、それによる収入の減少について、夫の責任を問うことは的はずれであろう。同じ理論は扶養
料の未払金二〇・〇〇〇ドルの責任の免除を求める夫の主張についても適用されるべきだと思われる。

(一) R. F. L. 3d. vol. 40. p. 92.

四 Hynes v. Tierney-Hynes (一九九三) 事件^(一) マニトバ州

この事件において、精神病医である父は一九九二年に一般的な診療を止め、特別な訓練をうける目的で病院居
住の研修医となったため、彼の年収は六二・〇〇〇ドルから三〇・〇〇〇ドルに減少した。その後、夫は再婚し、
妻は就職適格であるが、就職していない。彼は子の扶養料を毎月一・五〇〇ドルに減額し、母のための扶養料の
支払いを止める旨を請求した。彼等は母の扶養料の取止めには合意したが、原審は子の扶養料を一・〇〇〇ドル
に減額したので、母が控訴した。

これに対して裁判所によれば、原審の命令は父の現在の妻の稼働能力を過大に評価してはいないし、また扶養
料は控訴裁判所の介入をもたらずようなきわめて低額なものでもなかったと判断し、母の控訴を斥けている。

ここでは、父がいわば自発的に転職を行い、その結果、年収が約半分に減少しているわけであり、失業とか事業の失敗などを理由として子の扶養料の減額を請求しているのではない。この点でききにみたくつかの事例と内容を異にしている。さらにもう一点、父の子の扶養料を一・五〇〇ドルに減額する申し出に対して、裁判所がそれよりもさらに低額の一・〇〇〇ドルを決定した点が注目される。母が自分自身の扶養料の取り止めに合意したのは、子の扶養料が父の申し出た一・五〇〇ドルで充分と判断したためであろう。だが、裁判所がそれを一・〇〇〇ドルに減額したので納得いかなかったにちがいない。

(一) R.F.L. 3d. vol.50. p.279.

4 監護親の収入の増加

これまで非監護親―主として父―より子の扶養料の支払いをうけていた監護親―母―の側に、就職によって新たに収入を得ることができるようになったとか、従来に比べて収入が格段と増加したというような事情が生じたとき、そのような事情の変更を理由に、非監護親の側から子の扶養料の減額が求められる例がみられる。

1 Pawsey v. Pawsey (一九九二)事件⁽¹⁾ マニトバ州

この事件において、夫婦が離婚した一九八八年当時、妻は職がなく、三人の子を監護していた。夫は月に三九〇〇ドルの収入があった。最初の支払命令によれば、妻および三人の子のために、毎月一・二〇〇ドルと定めしたが、生活費は夫の年収と結合されており、一九九一年には夫の扶養義務は毎月一・三三二ドルとなり、このうち二人の子の扶養料は一・一五〇ドルである。

夫は子の扶養料の減額を請求し、審理において、夫の収入は四三・〇〇〇ドル、妻は最近フル・タイムの職を得て年収が二一・八〇〇ドルである事実が立証された。夫は、妻の彼女自身および二人の子のための支出の記録によれば、妻にも二人の子のための財政上の責任を負わすべきであると主張した。これに対して、妻は、彼女の収入および扶養料に対する所得税の効果のため、夫の主張は推論を誤っていると反論した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、妻が子の利益のために余分の収入を利用できることは、疑の余地がない。だが、つねに、ある意味において、当事者間に財政上の責任を分担する割合が存在しなければならぬ。妻は、子のための日々の精神的・肉体的な責任の分担以上のものを引き受けており、夫から今より以上の援助を利用することができるべきである。子の扶養料は当事者間に合理的に配分されていない。子の扶養料は一九九二年二月一日より、毎月九五〇ドルと定められるべきであるとし、夫の減額請求は容認された。もともと、子の扶養料を支払う一方の親が、支払いを定めた当時の事情にその後重要な変更が生じたことを主張し、そのような事実が立証されるならば、改めて合理的な子の扶養料が検討されなければならない。当初、夫の収入が毎月三九・〇〇〇ドルとなることを前提に、子の扶養料が一・一五〇ドルと定められた。だが、その後、夫の収入が四三・〇〇〇ドルに上昇すると同時に、これまで職のなかった妻に二一・八〇〇ドルの年収が新たに生じた。これにより、もはや妻の扶養料を支払う必要は消滅したといえよう。妻も新しい自己の収入に応じて、子の扶養料を応分に負担すべきであると考えられる。そうだとすれば、当面の問題である子の扶養料についても、夫の負担は相当に減少されるべきであろうが、現実には一・一五〇ドルから九五〇ドルへと、わずかに変更されるに留まっている。この点に疑問が残ろう。

(一) R. F. L. 3d. vol. 38, p. 371.

11 Adam v. Adam (1993) 事件⁽¹⁾ マニトバ州

この事件において、夫婦は一九六八年に婚姻し、一九八二年に別居した。別居に当り、妻は四人の子と共に婚姻住居に留まった。一九八五年に裁判所は妻の請求にもとづき、夫が妻および子の扶養料として毎月一二五ドルを支払うよう命じた。一九八八年頃、年長の二人の子は家庭を離れた。訴訟手続において、夫は彼の収入が月に一・二〇〇ドルを越えれば、毎月三五〇ドル、それ以下であれば、二〇〇ドルを扶養料として支払うよう命じられた。三人目の子が妻の許を離れたとき、夫は一方的に支払いを一五〇ドルに減額し、その子には直接に援助を与えた。当初、別居後に妻はパート・タイムの仕事のみがあり、質素な生活をしてきたが、一九九二年頃、彼女の財政的な事情が改善され、年収が一八・〇〇〇ドルとなっていた。夫は大学に通う娘のために自発的に扶養料の支払いを続けていたが、妻および子の扶養料を減額するよう請求し、他方で未払額一・九〇六ドルの取消しを求めた。

裁判所はこれに対して、夫は大学に通う娘に直接、毎月一〇〇ドル、妻および彼女と生活共にしているもう一人の子のため、毎月二五〇ドル支払うよう命じた。

ここでまず一つ問題になるのは、裁判所が夫は大学生の子に直接、毎月一〇〇ドル支払うことを命じていることである。一般的には、いちど夫が妻に支払い、妻が子のために支出することになるが、離婚法はこのような支払方法について、何も規定していない。夫が誠実にそうすることを望んでおり、子にも異議がなければ、これを阻止する理由は見当らない。また、大学に通う娘はもはや「婚姻による子」といえないのではないかという問題がある。夫が経済的に裕福であり、その子自身も大学教育をうけるべき水準を示しており、真面目にそれを希望するとき、大学卒業までは「婚姻による子」とみることができよう。

他方において、妻の収入が増加したことは、当面の命令を変更するのに十分な重要な事情の変更と考えられるが、それにもかかわらず、彼女はいぜんとして夫の援助を要求している。当初の命令は妻に収入のないことを前提としていたのであるから、新たに一八・〇〇〇ドルの収入を得ている現在、夫に二五〇ドルの支払いを命じるのは、多額にすぎるのではないかとも思われるが、過去の扶養料の未払額が一・九〇六ドルあることと関連して、このように判断されたのでなからうか。

(一) R.F.L. 3d. vol.2:50. p.206.

5 監護親の再婚

子と同居し、子を監護する仕事を継続し、非監護親より子の扶養料の支払いをうけていた監護親が再婚し、新しい配偶者によって子が扶養されることになる場合、事情の変更を理由に、非監護親の側から扶養料の減額が請求される例がみられる。

Kunkel v. Kunkel (一九九四) 事件⁽¹⁾ アルバート州

この事件において、夫婦は一九八五年に婚姻し、母は彼等の息子を監護することになった。そのとき、父は離婚法に従って子の扶養料の支払いを命じられた。母は再婚し、彼女の新しい夫は、彼女の子と養子縁組をした。その結果、父は子の扶養料支払義務が終了した旨の命令を請求した。原審は扶養料およびその未払額を減額したが、扶養義務を終了させることはなかったため、父が控訴した。

裁判所はこれに対して、父の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、離婚法のもとでの一方当事

者の権利―扶養料、監護および面接に関する―は、命令のときに決定される。かかる命令は最終的なものではなく、もし事情が変更したならば、離婚法、州の立法または保護者としての国 (Parens Patriae) の管轄権により、以前の命令に代わる命令をすることができる。本件において、母の新らしい配偶者によって子が養子とされ、また子のための財政上および法律上の義務を引受けることは、まさに事情の変更にはかならない。もし、二つの命令が互いに矛盾または不一致のとき、養子縁組命令は、それゆえに、離婚のときの命令にとって代わることになるのである。

ここで参考のためにアルバータ州の「児童福祉法」⁽²⁾ (The Child Welfare Act) をみれば、第六五条一項に、「すべての目的のため、養子縁組命令がなされるとき、養子は養親の子であり、かつ、養親はあたかも子が法律上、養親の子として生まれたかのように、養子の親であり、監護者である」と規定し、これによって、子と生物学上の親つまり実親との関係を解消している。しかし、両者の問題は、生物学上の親が扶養料の支払義務を負わされる限り、完全に切斷されることはできない。したがって、離婚法のもとで決定された扶養料の支払義務は、州の児童福祉法のもとでは、養子縁組命令と矛盾することになる。この二つに關していえば、養子縁組命令の方が優先することになる。これも重要な事情の変更の結果というほかはなく、この点で原審の判断はまちがっていたと思われる。

(1) R.F.L. 4th. vol.2. p.1.

(2) The Alberta Family Law Statutes, 1993. p. 65.

6 子の教育問題

幼い子が学校で教育をうけるためには、当然のこととして、それに要する各種の費用を両親が負担しなければならぬ。この場合、教育費を主として負担してきた非監護親が自己の収入が減少したとき、事情の変更を理由に教育費の減額を請求したり、または反対に、非監護親の収入が増加したことを理由に、監護親の側から教育費の増額を請求する例がみられる。

1 McGregor v. McGregor (一九九四) 事件⁽¹⁾ ニュー・ブランズウィック州

この事件において、当事者は一九七四年に婚姻し、一九八三年に離婚した。彼等の二人の娘は一九七六年、七九年に生まれ、別居後は母と生活を共にしており、父は面接権を認められ、また母子に扶養料を支払うよう命じられていた。扶養料の額は一九八六年に減額された。二カ月後、母は子と共に、父に無断でスコットランドに移転した。彼女は父が子と面接するのに干渉したし、父も一九八九年のクリスマスにいちど訪れたのみであった。

父の収入は、別居後、非常に増加した。母は現在、一八・五〇〇ドルの年収がある。父は母および子のための扶養料の支払いの終了を請求し、母は反対にその増額を求めた。

原審は、妻の扶養は一九九四年六月で終了すると命じた。また、子の扶養については各自が十九才になるまで継続し、その時点で、扶養をさらに継続するかどうか、父と子各自の間で決定されるべきであるとしたので、父が控訴し、母も反訴を起した。

これに対して裁判所は、次のように判断している。すなわち、父と子の面接が拒否されたり、制限されるならば、原審は子の扶養料支払いが終了する旨を命じることができなければならない、それが子に損害を蒙らすならば、な

されるべきではない。本件において、父の面接に対する母の干渉は、そのような処置をとるに十分なものではなかった。また、証拠によれば、子の扶養料の増額を正当化するような事情も存在しないというのである。

もともと、一般的な問題として、親の子に対する扶養料支払いの義務が自動的に終了することになる年令といったものは、離婚法のもとで何も定められていない。何才の子でも、本件にみられるように、真面目に勉学を継続する限り、「婚姻による子」であることに変わりはない。しかし、そうだとしても、扶養義務の範囲は個々の事情によって決まる問題である。本件のように、子の教育上の成績を継続的に母子が父に通知することを怠るならば、すでに十九才に達した子の扶養を父がさらに継続すべきかどうか、決定するについて、大きな要因になると思われる。この点からみる限り、原審が、子が十九才に達したことを理由に子の扶養を終了すべしとするのは、不適切な判断ではなからうか。

(一) R. F. L. 4th vol. 3. p. 343.

二 Guilenette v. Horne (一九九二) 事件⁽¹⁾ マニトバ州

この事件において、一九九三年一月、父から娘に支払う扶養料を、離婚法のもとで、二週間ごとに一五〇ドルから毎月七〇〇ドルに増額するよう、母が請求した。その理由は彼女自身のアパートのための二五〇ドルを含め、彼女の支出が一・〇〇〇ドルに増加したことにある。二人がこれまで住んでいたアパートの建物を管理する母が、娘はほかの入居者のじやまによって勉学が妨げられるので別のアパートを必要とする旨を主張する。娘は大学入来、パート・タイムの仕事を短縮したけれども、彼女は手続以前の二年間に、毎年四・五〇〇ドルから五・五〇〇ドルを稼いでいた。父は、娘のために別のアパートは必要ないと主張したが、原審によって認められなかった

ので、控訴した。

裁判所はこれに対して、次のように判断した。すなわち、子が別個のアパートを必要とする証拠は何も見当らない。また、原審の判断と異なり、父は、子が自発的に母の保護から抜け出すことに決定したことによる経済的に必要な効果を自身で負担するよう要求すべきだというのである。

ここでは、離婚法のもとで、親がすでに一定の年令に達している子の扶養にどの範囲で寄与すべきなのか、その義務の範囲を決定するについて、子自身の経済的な能力も重要な要因として考慮に入れられるべきであろう。本件において、娘は毎年四・五〇〇ドルないし五・五〇〇ドルを稼いでいる。原審はこのような娘自身の収入を全く考慮していなかった点で誤っているのではないか。このように考える限り、子の扶養料は増額されるべきではないし、むしろ反対に、娘の稼働能力に応じてある程度は減額されてしかるべきではなからうか。

(一) R. F. L. 3d. vol. 48. p. 229.

三 Martell v. Height (一九九四) 事件⁽¹⁾ ノバ・スコシニア州

この事件において、父は三人の子の扶養料を支払うよう命じられた。夫婦の二十一才になる娘は政治学の学位を取得して、現在、地図製作法の勉強をしている。サスカチュワン州の裁判所による仮命令で、一九九〇年十月以降の娘に支払うべき扶養料の額は、未払額から控除された。父がノバ・スコシニア州の裁判所にこの仮命令の確認を求めたところ、父は引続いて娘の扶養に寄与しなければならぬとしたので、父が控訴し、娘はもはや離婚法第二条および第十七条にいう「婚姻による子」ではないと主張したが、斥けられた。

一般原則として、子が十六才に達しても、子が従来どおり誠実で真面目な生徒である限り、親は子のための扶

養義務について、いぜんとして責任を負わなければなるまい。扶養をうける期間は、子が自己の能力に適した分野において現実的な意味で労働力を發揮できるようになるまで、継続されるべきであろう。このような期間が終了したかどうかは、個々の場合の事実問題であつて、裁判所は現実の社会の経済的な諸条件に照らして、合理的に判断しなければならぬ。扶養義務が自動的に終了する年令とか、または勉強を終了する時期などは存在しないけれども、子の年令が上昇し、教育の成果が積み重ねられるとき、子の方でいぜんとして扶養をうける権利がある旨を立証することは、きわめてむづかしくなると思われる。

(一) R. F. L. 4th. vol. 3. p. 104.

四 Auld v. Auld (一九九四) 事件^(一) プリンス・エドワード・アイランド州

この事件において、夫婦は一九七〇年に婚姻し、一九八五年に別居合意書を作成して別居し、一九八九年に離婚した。別居合意および離婚判決のとき、二人の子は母と生活していたが、一九九〇年に子は父の許に移った。そして、変更命令により、父は子の扶養料を支払う責任を免除された。しかし、両親は一九九一年にさきの別居合意の内容を改訂し、父は子の教育 (post-secondary education) に必要なすべての費用を負担することとした。離婚判決も別居合意が改訂されたことにもとづいて変更され、両親が子の教育費用を同等の割合で支払うものと定めた。

娘が一九九〇年にハイスクールを卒業し、その後、大学に入学し、母の家庭にボーイ・フレンドと居住しながら、パートで働くことにした。父母の年間の収入はそれぞれ、三七・八〇ドルと二九・八〇ドルである。父は、娘が大学に通う間、彼女の教育費および本代を支払う準備をしたが、改めて、彼女はもはや離婚法第二条お

よび第十七条にいう「婚姻による子」ではないから、彼にはそうする法律上の義務はないと主張した。

これに対して裁判所は、次のように判断した。すなわち、娘は両親による保護から脱け出すことはできなかった。なぜならば、彼女は大学に在学中であり、それは彼女の将来にとって必要なことだからである。しかし、彼女がボーイ・フレンドと同居することは、両親によるコントロールから脱け出す意思であることを十分に示すものではあるが、証拠によれば、ボーイ・フレンドが娘の母の住居に生活するのは、彼自身の費用を支払いながらの一時的名ものであることを明示している。したがって、娘はいぜんとして離婚法にいう「婚姻による子」であったというのである。

もともと、改正された合意の言葉使いはきわめて明白であって、疑問の余地はない。父の娘に対する費用負担の義務は、嫁が父と同居しているかどうかに関係なく、継続していたことになる。父は娘の生活をコントロールすることはできないが、教育のための費用を支払う義務を負っている。その一方、娘はこれらの費用の一部を彼女自身で負担する能力も示しているが、いぜんとして「婚姻による子」であることに変わりはない。したがって、事情が明らかにされていないが、もし母が現在、娘が学位を取得するまでに必要とされる費用について、その収入の割合で父と共に支払いを負担していないのであれば、父にとって不公正であり、当然に是正されるべき問題と思われる。

(一) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 132.

7 子の独立

これまで監護親による扶養をうけていた子が、自発的に親のコントロールを抜け出したとき、子の扶養料を支

払ってきた非監護親の側から、その子はおもや「婚姻による子」ではなくなったという理由で、扶養料の支払義務が消滅したと主張する例がみられる。

Wieland v. Wieland (一九九四) 事件⁽¹⁾ オンタリオ州

この事件において、夫婦が離婚後、彼等の息子は母の許に留まり、父は子の扶養料支払いを命じられた。息子は十九才であり、フル・タイムの学校に行っている。彼が母の命に従わず、彼の仕事とされている家庭内の雑用をするのを拒否したため、母は精神病医およびカウンセラーに相談した。彼等は、息子が母の家庭を出ることが母子関係の改善のための一つの方法であると勧告した。息子は現在、独身者用のアパートに住んでいるが、食事は母の許でする。父は息子とコンタクトをとろうとするが、拒否された。

父は、息子がもはや離婚法第二条の意味での「婚姻による子」ではないという理由で、子の扶養料支払いの終了を請求し、裁判所もこれを容認している。

もともと、一般的な問題として、すでに十九才に達した子が自発的に親のコントロールを脱け出すならば、その子はおもや離婚法のもとでの「婚姻の子」とは考えられない。本件においてはどうかであろうか。息子は母との関係ではそのコントロールを拒否したといえながら、食事は母の許でとるといふ。そこには経済的な理由が存在することはまちがいない。一方、父がコンタクトをとろうとしても、それを拒絶した。父による扶養料の支払いをうけて生活を維持し、勉学を継続することが可能になっていいる現状を充分に認識したうえで、右のような行動に出たとすれば、息子が父からの経済的な独立を宣言したと判断してもまちがいはない。現実には経済的な自立が可能であるかどうか、これは別問題として、息子はもはや離婚法にいう、「婚姻による子」ではなく、父に対する

扶養命令が終了されたのも納得できると思われる。

(一) R. F. L. 4th. vol. 3. p. 56.

8 インフレーション……生活費の増大

子の扶養料を支払う非監護親の側、支払いをうける監護親、これら双方のおかれている立場は、時の経過と共に社会経済的な事情の変化によって影響をうけることは避けられない。ときには、突然にインフレが進行し、生活費がすべての面で増大してきたため、監護親の側から子の扶養料の増額を求める例もみられることになる。

Noble v. Noble (一九九四) 事件⁽¹⁾ オンタリオ州

この事件において、一九八七年に両親は別居合意書を作成し、父は三人の息子のため、一人に毎月六五〇ドルの扶養料を支払うことを定めた。この扶養条項は、離婚判決の中にとり入れられた。一九九二年に母が子の扶養料の変更を請求した。裁判所が子一人につき毎月一・八〇〇ドルに増額したので、父が控訴し、増額は是認するが、多額すぎると主張した。

これに対して裁判所は、夫の抗弁を認めなかった。その理由は次のとおりである。すなわち、母が証拠として提出する事実についての原審の評価は、公正であり、現実的といえる。彼等は三人の子が現在おかれている財政上の必要性を是認し、彼等の要求に有効な効果を与える権利を有していた。一九八七年と一九九二年における子のために必要な扶養料の間のちがいが生じているが、これは社会的な事情の変更に起因するという彼等の結論も、右と同様に合理的なものであった。インフレの割合が増大するとき、子のニーズが彼等が年長となるにつれて変

化するの当然であるし、扶養料の増額は裁判所の裁量にもとづくから、インフレを理由とする裁量権の行使はまちがっていないかった。したがって、父の控訴は棄却されるべきであるという。

これまで、子の扶養料の増額・減額に関して、Iないし7にみてきた事情はすべて、当事者である非監護親・監護親または子自身をめぐる事情の変更を内容としていた。これと対比するとき、ここにもみるインフレは、その原因が当事者のだれにも存在しないという点で完全なちがいをみせている。インフレに伴う全般的な生活費の増大は、誰れの手によっても制御することは不可能であり、子の扶養料に関する重要な事情の変更にはかならない。インフレを理由とする子の扶養料の増額の請求は、まさに当を得たものといえよう。とはいいなながら、インフレが進行すれば、それに相應して収入も増大するのが通常であろう。そうだとすれば、インフレという社会的な事情のみに注目するのではなく、当事者をめぐる具体的な事情の変化も含めて、総合的な判断にもとづいて結論を出す必要があると考えられる。

(一) R. F. L. 4th. vol. 3. p. 25.

三 おわりに

夫婦が離婚するに当って、子のための扶養料を話し合いで取決めたとしても、裁判所がその取決めが子の扶養のために合理的なものであることを納得しなければ、合理的な取決めができるまで、離婚手続を停止することになる。⁽¹⁾ここに一つの関所が設けられている。この関所を越えるため、離婚法第十一条一項(b)⁽²⁾にいう合理的な扶養料という文言は、子の扶養料を決定する時点における社会的な事情および当事者がおかれている個人的な事情を

考慮して決定されることを意味している。そして、このような社会的および個人的な事情がいつまでも変化せず
に経過すれば、扶養料の変更という問題は生じないかも知れない。しかし、扶養料を取決めた離婚時には予測す
ることができなかった社会的および個人的な事情について、その後、重要な変更が生じたと認められるとき、扶
養料の増額または減額を請求することが認められなければならない。本稿では一九九四度およびそれ以前二、三
年に重点をおいて、右のような請求が行われた事例を探ってみた。そこには各種の要因が扶養料の変更を是認す
る重要な事情として作用していることを知った。だが、これらに限定されるのではなく、これらと類似する要
因が数多く問題とされているであろうことは容易に想像できよう。

終りに当って、一つ指摘しておかなければならないことがある。すでに明らかのように、離婚時の子の扶養料
の算定およびその後の変更を含め、裁判所の判決の積み重ねにより、一九九〇年を境として進展をとげており、
これは裁判上のガイドラインとよぶにふさわしい内容をもつにいたっている。これとは別に、同じ問題に関する
立法上のガイドラインとして、一九九〇年代に入り、立法という方法を用いて、合理的でしかも常識的な標準と
してのガイドラインを作り出そうとする動きが現われた。そして、現在にいたるまで具体的な成果を示すにいた
っている。³⁾連邦・州・地方の家族法調査委員会によつて提示された、いわば数学的に子の扶養料を決定する方法
である。子の年令・男女の別などにより、子の扶養料は直ちに具体的な金額として数量化される。もつとも、現
在のところでは、主として離婚時に子の扶養料を決定する方法と考えられているようである。将来、これをさら
に発展させ、離婚後の社会的・個人的な事情の変更による扶養料の増額・減額の問題についても数学的に処理す
ることができるようになれば、問題の解決に大きく貢献することになると思われる。

(1) 村井「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学第二九巻一―号三五頁以下。

離婚後の子の扶養料の変更

- (2) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三頁以下。
- (3) 村井「離婚後の扶養料算定のガイドライン」神戸学院法学第二九巻二号一頁以下。